令和8年度 幼稚園利用のご案内 (私学助成園等)

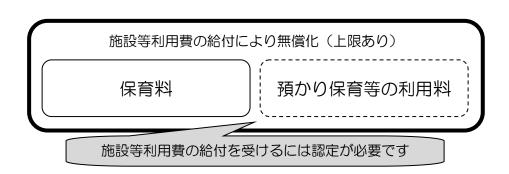
この案内では、私学助成幼稚園等の認定・利用に関する手続きや必要な書類等について記載しています。内容をご確認いただき、必要な手続きをおこなってください。

施設型給付幼稚園・認定こども園(教育部分)の利用を希望する方は、『令和8年度 幼稚園・認定こども園利用案内(施設型給付園)』をご確認ください。

1 幼児教育・保育の無償化について

(1) 「子育てのための施設等利用給付」

子ども・子育て支援法における「子育てのための施設等利用給付」では、幼稚園の教育時間を利用するために必要な保育料や、預かり保育等を利用した場合に必要な利用料について、葉山町が施設等利用費を保護者に給付します(詳しくは7ページの「3 預かり保育等の利用について」を参照)。無償化の対象となるためには、保護者が葉山町から施設等利用給付認定を受ける必要があります。



(2) 対象者

幼稚園に通う次の児童が対象です。ただし、預かり保育等については、保育の必要性があると葉山 町が認める場合(施設等利用給付認定を受けた場合)に無償化の対象となります。

他の市町村の幼稚園を利用する方も対象です。(葉山町外にお住まいの方は、原則としてお住まいの市区町村での認定になります。)

クラス年齢 生年月日		無償化の対象要件	
	土井月口	教育部分の利用	預かり保育等の利用
5歳児(年長)	令和2年4月2日~令和3年4月1日	_	保育の必要性がある
4歳児(年中)	令和3年4月2日~令和4年4月1日	_	保育の必要性がある
3歳児(年少)	令和4年4月2日~令和5年4月1日	_	保育の必要性がある
満3歳児*	令和5年4月2日~令和6年4月1日	満3歳になった日以降である	・保育の必要性がある かつ ・住民税非課税世帯である

[※] 満3歳児の利用については、園によって受け入れ状況等が異なりますので、直接園に確認してください。

(3) 手続きの流れについて

園へ入園申込



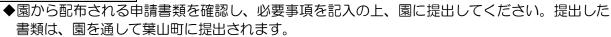
◆園へ直接入園申込をします。

入園内定



◆園から入園の内定を受けます。

認定申請



- ◆提出していただいた書類の内容に不明な点等がある場合は、葉山町から電話等で内容を確認することがあります。(連絡先は必ず記入してください。)
- ◆認定申請中に住所が変更になった場合は、葉山町子ども育成課に連絡してください。

給付認定通知書の交付

- ◆葉山町から給付認定通知書を郵送します。
- ◆令和8年4月認定開始の場合、令和8年3月上旬までに結果を通知します。令和8年4月以降に申請をおこなった場合は、原則、葉山町が申請書を受け付けた日から30日以内に通知します。

園との利用契約

- ◆給付認定通知書を園に提示し、利用契約を結びます。
- ◆預かり保育の利用を希望する場合は、園に別途申込をします。

利用開始(利用料の給付)

- ◆教育部分の利用 → 以下の「(4)対象経費・利用にあたり必要な費用」を確認してください。
- ◆預かり保育の利用 → 7ページの「3 預かり保育等の利用について」を確認してください。

(4) 対象経費・利用にあたり必要な費用

私学助成園等は、園ごとに特色のある教育を実施しています。そのため、保育料及び入園料は、各園が独自に設定しています。また、保育料のほかに、食材料費や通園バスの利用料、行事費等の実費として徴収される費用もあります。入園の前に、各園の特色や費用について、よく確認してください。なお、各園の基本情報は、各園に直接お問い合わせください。

① 対象経費と上限額について

	対象経費	上限額
通常時間(教育部分)	・保育料 ・入園料(入園初年度のみ) 次の費用は対象となりません。 ・食材料費**1 ・通園バスの利用料 ・行事費 ・施設の管理費 ・その他実費として係る費用 等 (詳細は園に確認してください。)	月額25,700円を上限に無償化
預かり保育等	・利用料(おやつ代は含みません)	月額11,300円 ^{※2} を上限に無償化 (預かり保育は日額450円×利用日数を上限)

幼児教育・保育の無償化による給付は、施設等利用給付認定を受けた児童が対象となります。

無償化の対象となる費用は保育料及び入園料です。食材料費*1や通園バスの利用料、行事費等の実 費徴収される費用は、無償化の対象外です。

私学助成園等の無償化による給付の額は、月額25,700円が上限となります。

- ※1 食材料費のうち、副食費(おかず代等)については実費負担が免除となる場合があります。詳しくは9ページの「4 副食費 免除について」を確認してください。
- ※2 満3歳(3歳になった日から最初の3月31日まで)の住民税非課税世帯は、月額16,300円を上限に無償化。

保育の必要性の認定を受けることで、預かり保育等の利用料についても無償化による給付の対象となります。詳しくは7ページの「3 預かり保育等の利用について」を確認してください。

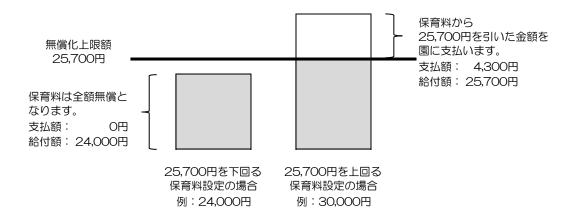
②給付の方法

私学助成園等における幼児教育・保育の無償化は、葉山町が保護者に給付する施設等利用費を園が 保護者に代わって受領することにより実施する仕組みです。

保育料は上限額の範囲内で、園からの徴収がなくなります。上限額を上回る保育料設定の園に通う場合は、差額を園に支払う必要があります。

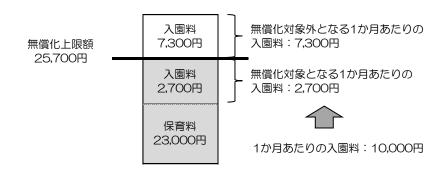
また、上限額を下回る保育料設定の園に通う児童で、入園料の支払いがある年度の給付については、入園料も無償化の対象となります。

【保育料の無償化のイメージ】



【入園料の無償化のイメージ】

例)保育料1か月あたり23,000円、入園料120,000円で4月入園の場合 120,000円÷12か月=10,000円(1か月あたりの入園料) 入園料を初年度の在籍月数で割った金額を各月の保育料に上乗せし、給付額を決定します。



なお、月途中で入・退園したり、葉山町外に転出したりした場合は、無償化による給付は日割り計算となります。日割り計算の計算式は以下のとおりです。

月途中で入園(転入)の場合	1か月の給付額 × 入園日以降の平日の日数 ÷ その月の平日の日数
月途中で退園(転出)の場合	1か月の給付額 × 退園日までの平日の日数 ÷ その月の平日の日数

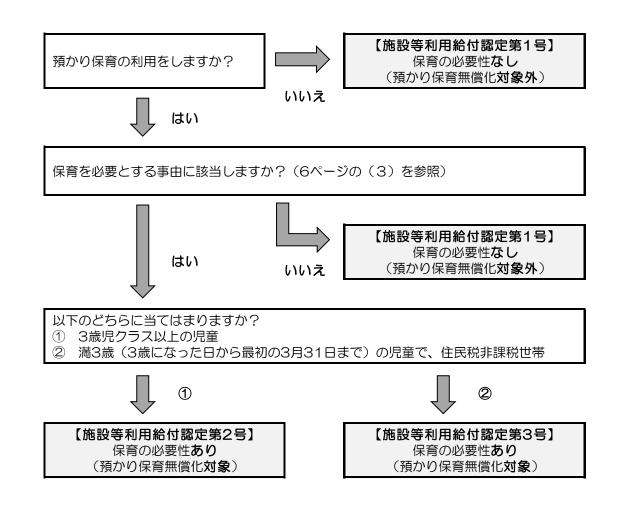
2 認定申請について

無償化の対象となるには、認定申請をおこない、葉山町から認定を受ける必要があります。

<u>認定申請は原則、遡っておこなうことができません</u>。対象施設の利用を開始した日(事実発生日)以降に申請があった場合は、申請日(申請を受け付けた日)以降の認定となります。無償化の対象とならない期間が生じますので、ご注意ください。

(1) 申請する認定区分

保護者の状況や預かり保育の利用希望の有無により、申請する認定区分が異なります。以下のフローチャート等を参考に、申請する認定区分を確認した上で申請をしてください。



	保育の必要性	対象者
施設等利用給付認定第 1 号	なし	満 3 歳以上
施設等利用給付認定第2号	あり	3歳 ~ 5歳児
施設等利用給付認定第3号	あり	満 3 歳児

(2)申請に必要な書類

申請する認定区分により、必要書類が異なります。4 ページの(1)を参考にご自身で判断した上で書類を提出してください。

① 施設等利用給付認定第1号(保育の必要性なし、預かり保育無償化対象外)

必要書類	注意点
口子育てのための施設等利用給付認定申請書	申請児童保護者及び同居者の欄は、児童と同居するすべての方*2 に
(法第30条の4 第1号)*1	ついて記入してください。
ロマイナンバー(個人番号)確認書類*3 *4	下記〈参考〉を確認いただき、園経由で申請する場合は認定申請書に 記載した申請者、窓口で申請する場合は提出者(窓口に来る方)のも
□本人確認書類 ^{※4}	記載した中語句、恋日で中語のも場合は提出句(恋日に来る月)のも のを用意してください。

② 施設等利用給付認定第2号・第3号(保育の必要性あり、預かり保育無償化対象)

必要書類	注意点
口子育てのための施設等利用給付認定申請書	申請児童保護者及び同居者の欄は、児童と同居するすべての方**2 に
(法第30条の4 第2号・第3号) **1	ついて記入してください。
□マイナンバー(個人番号)確認書類 ^{※3 ※4}	下記く参考>を確認いただき、園経由で申請する場合は認定申請書に
□本人確認書類 ^{※4}	記載した申請者、窓口で申請する場合は提出者(窓口に来る方)のものを用意してください。
口保育を必要とすることを証明する書類	6 ページをご確認の上、用意してください。 保育の必要性の確認は保護者のみが対象となります。

- ※1 記入例は葉山町ホームページに掲載しています。不明な点がある場合はご参照ください。【 ホーム ▶ 子育て・教育 ▶ 入園・入学・教育 ▶ 保育園・幼稚園 ▶ 幼稚園の利用について 】
- ※2 住民票が別であっても、記入が必要です。また、保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。ただし、離婚前提の別居、DV 等の理由で同居されていない場合は記入不要です。
- ※3 認定申請書の「葉山町が職権で確認することへの同意欄」にチェックいただければ用意は不要です。
- ※4 園経由で申請する場合は写しを添付してください。窓口で申請する場合はその場で本人確認等をおこないますので、原本を提示してください(写しを用意していただく必要はありません)。

<参考>マイナンバー(個人番号)確認書類及び本人確認書類について

マイナンバー(個人番号)	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し、
確認書類	住民票記載事項証明書
本人確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等

上記のほか、世帯の状況により必要な書類が生じた場合には個別に連絡します。

提出の際の注意点

園経由での申請の際は、すべての書類を申請用封筒に入れ、必ず封緘してください。

(3) 保育を必要とすることを証明する書類

保護者の状況	保育を必要とする	認定できる期間	
就労	居宅外就労の方 (予定を含む)	口就労(雇用内定)証明書*1 (就労内定の場合はその証明 を受けてください)	
(月64時間以上就労をしている場合に限る)	自営の方 (自宅外自営、親族経営 等の自営を含む)	□就労(雇用内定)証明書*1 □就労状況申告書*1 □自営の証明書類の写し (確定申告書、開業届等)	小学校就学前まで
妊娠•出産	□母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日が記載されているページ)		産前産後8週間 (出産予定日の8週前の日が 属する月の初日から、産後8週 にあたる日が属する月の末日 まで)
保護者が病気、ケガのとき	口診断書 (保育が困難な状況、傷病名、期間が記載されたもの)		
保護者に障害があるとき	□障害者手帳等のコピー		
同居又は長期入院している親 族の介護又は看護	口介護・看護状況申告書 ^{※1} 口介護等が必要であることを証明する書類 (診断書、介護保険証の写し等)		必要がなくなるまで
災害復旧	口り災証明書		
求職活動	_		3か月以内**2
就学	□学生証又は在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)□時間割がわかる資料		卒業又は修了まで
育児休業取得時にすでに預か り保育を利用している子ども がいて利用を継続するとき (在園中の保護者のみ)	口就労(雇用内定)証明書 ^{※1} (育児休業取得期間の記載が必要)		育児休業該当児童が 1 歳になるまで。ただし、認可保育所等に入所できなかった場合は 2歳まで。
その他、上記に類する状況 として認められる場合	必要に応じて提出していただきます		必要がなくなるまで

^{※1} 葉山町ホームページからダウンロードすることができます。

^{※2} 求職活動の方は認定期間が3か月間となり、認定期間内に月64時間以上就労することを証明する書類を提出せずに認定期間を満了した場合、保育の必要性の認定基準に該当しなくなるため、預かり保育については無償化の対象外となります。また、再度求職活動を理由に認定を受けることはできません。

3 預かり保育等の利用について

預かり保育等の利用料は、保育の必要性の認定を受けることで、月額上限額まで無償化対象となります(要申請。4ページの「2 認定申請について」を参照)。上限額を超える額及びその他の実費費用は無償化の対象外です。

(1) 上限額

月額 11,300 円*を上限に無償化となります。

- ※ 満3歳(3歳になった日から最初の3月31日まで)の住民税非課税世帯は、月額16,300円を上限に無償化。
- ※ 預かり保育は日額 450 円×利用日数が上限(最大で月額上限額まで)となります。

<参考>在籍園の預かり保育を利用した場合の算定例

実際に支払った 利用料	ひと月あたり 利用日数	利用日数に 応じた上限額	無償化対象金額	実質負担額
(A)	(B)	(C)	(D)	
		=450円× (B)	= (A) と (C) のいずれか少ない方	= (A) - (D)
4,000円	10日	4,500円	4,000円	O円
9,500円	20 🖯	9,000円	9,000円	500円

(2)無償化分の給付の流れ

預かり保育等の利用料を園・事業者に直接支払った後、町へ申請していただき、後日町から給付する仕組みです(償還払い)。

園・事業者

1. 利用契約

2. 利用料の
支払い

3. 領収証兼提供証明書の発行

4. 預かり保育等無償化分の申請

保護者

5. 預かり保育等無償化分の給付

禁山町

(3) 申請方法

以下の①及び②の書類を**葉山町子ども育成課**に提出してください。

<共通>

|利用者が記入| ① 施設等利用費申請書(償還払い用)*1

+

<幼稚園 (預かり保育)・認可外保育施設・一時預かり等の場合>

施設が発行 ② 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書※2

くファミサポの場合>

|施設が発行| ② 活動報告書(複写式)*2

- ※1 葉山町ホームページからダウンロードすることができます。
- ※2 複数の施設を利用している場合は、それぞれの施設分添付が必要になります。また、町外の施設を利用した場合は、その自治体の定める書式で申請が可能です。

注意事項

認定期間(6 ページの(3)を参照)が切れている場合は、無償化の対象外となるため、申請をいただいても給付することができません。引き続き無償化の認定を受けるには、手続きが必要です。保育を必要とする理由が変更になった(退職した等)ときは、速やかに葉山町子ども育成課で手続きをしてください。

(4) 申請受付期間と振込予定日

申請の受付は年に 4 回おこないます。受付期間中にそれまでに支払った利用分をまとめて申請してください。最大 2 年分(時効成立前に限る)*をまとめて申請することができます。特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書や活動報告書等は各月分のものが必要です。

※ 利用月の翌月1日から起算して2年間で時効成立となります。

利用月	受付期間	振込予定日
令和8年4月~令和8年6月	令和8年7月中	令和8年8月末日
令和8年7月~令和8年9月	令和8年10月中	令和8年11月末日
令和8年10月~令和8年12月	令和9年1月中	令和9年2月末日
令和9年1月~令和9年3月	<u> 令和9年4月10日</u>	令和9年5月末日

(5)預かり保育と認可外保育サービスの関係について

町内の幼稚園に通っている児童の場合、教育部分の時間外に利用した認可外保育施設等の利用料は無償化の給付の対象外ですが、町外の一部の幼稚園または認定こども園*に通っている児童の場合は、認可外保育施設等の利用料も併せて無償化の対象となります。この場合の月額上限額は、預かり保育利用分と認可外保育施設等の利用分と合わせて(1)のとおりです。

※ 預かり保育を実施していない園や、一定基準(1 日 8 時間または年間 200 日)未満の預かり保育を実施している園。当該基準 を満たす預かり保育を実施している園を利用している場合は、園の定員が一杯で利用できない、長期休暇等で預かり保育が利用 できない、利用者が自らの意思で園の預かり保育を利用しないといった事情であっても、認可外保育施設等の利用料は無償化の 対象とはなりません(国で定めた制度で、全国一律の扱いです)。

- <参考1>預かり保育と認可外保育施設等を併用した場合の算定例
 - 4歳児(年中)で、
 - ①在籍する園での預かり保育を10日利用で4,000円支払い、さらに
 - ②認可外保育施設を利用し、利用料を10,000円支払った場合

無償化月額上限額 11,300円

①のうち無償化対象金額	②のうち無償化対象金額	②のうち実費負担額
4,000円	7,300 円	2,700円

実際に支払った利用料の合計 14,000円

<参考2>園別の併用可否一覧

併用ができる園	町内は該当なし
が中ができない思	あおぞら幼稚園・あけの星幼稚園・どれみ幼稚園・御国幼稚園・明照幼稚園・かぐのみ幼稚園(逗子
併用ができない園 	市)

[※] その他の幼稚園については、お問い合わせください。

4 副食費免除について

(1) 副食費免除の内容

食材料費のうち、副食費(おかず代等)について、月額 4,900 円を上限に実費負担が免除となり、 園からの徴収がなくなります。

(2)対象の判定方法

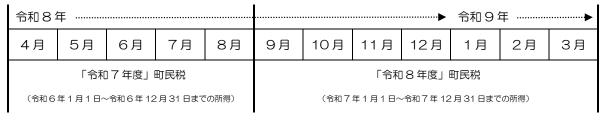
以下のいずれかに該当する場合、副食費免除の対象となります。

① 年収360万円未満相当世帯(町民税所得割額77,100円以下)の児童

4月から8月分については前年度の町民税額、9月から翌年3月分については当該年度の町民税額により判定します。副食費免除の対象判定における町民税額は、税額控除のうち住宅借入金等特別控除等*の適用を受ける前の所得割額を用います。

※ 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

<参考>算定期間と対応する町民税



②年収に関わらず、第3子以降※の児童

※ 小学校 1~3 年生と、認可保育所や幼稚園等の特定の施設に通う就学前児童を上から順に数えます。

(3) 申請手続き等について

新たな手続きは不要です。副食費免除の対象となる場合には、通知にてお知らせします。

5 変更があるときの届出について

次の場合は、原則として事由発生日の前月末までに葉山町子ども育成課へ届出をしてください。

	変更内容等	必要書類
共通	退園する	- 口認定取消届
	園を辞めずに葉山町外に転出する	
	世帯状況の変更 (葉山町内の転居、世帯構成の変更(同居人の 増減)、認定保護者の変更等	口子育てのための施設等利用給付認定変更申請書 兼 申請内容変更届
	その他家庭の状況に変更がある	口変更内容がわかる資料 (詳しくはお問い合わせください)
	保護者等の税額に変更がある	口申告書の控えの写し
2号認定/3号認定(保育の必要性※の認定を受けているとき) [精	退職する(求職中になるとき)	口子育てのための施設等利用給付認定変更申請書 兼 申請内容変更届
	就労状況が変更になる (勤務時間の変更、転職等)	□子育てのための施設等利用給付認定変更申請書 兼 申請内容変更届 □就労(雇用内定)証明書 (育児休業に関わるときは、育児休業取得期間の記 載が必要)
	就職する (求職活動ですでに認定されているとき)	
	育児休業から復職する	
	育児休業に入る (認定中の児童の利用を継続するとき)	
	産前産後休業に入る	□子育てのための施設等利用給付認定変更申請書 兼 申請内容変更届 □母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日が記載されているページ)
	その他保育を必要とする理由に変更がある	□子育てのための施設等利用給付認定変更申請書 兼 申請内容変更届 □変更となることがわかる書類 (詳しくはお問い合わせください)

[※] 保育の必要性は、認定の根拠となる重要な要素です。認定有効期間内でも保育の必要性がなくなっていると、預かり保育については無償化の対象外となります。

連絡・問合せ先 葉山町福祉部子ども育成課児童福祉係

〒240-0192 葉山町堀内 2135 番地

電話: 046-876-1111

[※] 認定有効期間が切れた後も引き続き保育の必要性がある場合は、有効期間内に変更申請をしてください。